（第３号様式）

協定

番号

**協　定　書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品川区 |  |  |  | 丁目 |  | 番地 |  | の事業計画 |

|  |  |
| --- | --- |
| (仮称) | について品川区長（以下「甲」という。）と |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業主 |  | （以下「乙」という。）は |

□「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」

（以下「指導要綱」という。）

□「品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱」

□第６条

に基づき下記のとおり協定する。

□第５条第２項

記

（総則）

第１条　乙は、指導要綱第１条に定める目的に協力するものとし、将来にわたって指導要綱の主旨および本協定を順守するものとする。

（事業計画）

第２条　乙は、事業計画について指導要綱に定める各協議事項に関しては、別添建築計画概要書および図面記載のとおりとするものとする。

（事業計画の変更）

第３条　乙は、事業計画を変更しようとするときは、事前に甲と協議のうえ変更内容を届出するものとする。

２　前項により、変更内容の届出部分については本協定の更改があったものとする。

３　乙は、事業主を変更しようとするときは、甲に速やかに届出するものとする。

（完了検査）

第４条　乙は、当該事業が完了したときは、甲に対して遅滞なく完了の報告をし、完了検査を受けるものとする。

（譲受者への周知）

第５条　乙は、当該事業の施設を第三者に譲渡するときは、この協定書の内容および周辺地域の環境上の問題点をあらかじめ書面で譲受者に周知するものとする。

（協議）

第６条　協定内容を変更する場合またはこの協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙とが協議するものとする。

以上、協定の証として、本書２通を作成して甲、乙記名押印のうえ各１通保有する。

協定締結日：

甲　品川区長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　事業主

|  |
| --- |
| 住所 |
| 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |